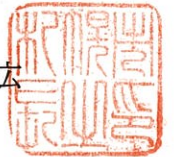


土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項及び第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

指定する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和8年（2026年）10月19日

札幌市長 秋元 克広



記

1 指定する土地の所在地（地番）

- (1) 要措置区域として指定する土地の所在地
札幌市西区琴似1条7丁目9番の一部、10番1、10番2の一部
- (2) 形質変更時要届出区域として指定する土地の所在地
札幌市西区琴似1条7丁目9番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質

- (1) 要措置区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
- (2) 形質変更時要届出区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
ふっ素及びその化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定